

経營業務の管理責任者の確認書類（経験を証明する書類）について

このことについては、現在も提出していただいているところですが、なお、確認のため改めて周知いたしますので、取扱いについてよろしくお願いたします。

1. 経緯

法人の役員としての経験について、過去に建設業の許可がない場合は、経験期間を証明するものとして、「履歴事項全部証明書」、「閉鎖事項全部証明書」又は「閉鎖登記簿謄本（目的欄・役員欄）」を、経験業種を証明するものとして「工事施工証明書（必要期間分）」を確認資料としているところですが、これまでに経験期間を証明するもののみで経營業務の管理責任者と認めている事例がありましたので、国土交通省四国地方整備局にも確認をし、取扱いを徹底することとしました。

2. 確認書類（経験を証明する書類）として提出を求めるもの

《法人の役員としての経験》

(1) 経験期間を証明するもの

履歴事項全部証明書、または閉鎖事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本
（目的欄・役員欄）

(2) 経験業種を証明するもの

① 許可がある場合

許可通知書の写し

② 許可がない場合

工事施工証明書（必要期間分）

《個人事業主としての経験》

(1) 経験期間・経験業種を証明するもの

① 許可がある場合

許可通知書の写し

② 許可がない場合

工事施工証明書（必要期間分）

※確定申告書の写し（代替わりの場合、専従者としての実績期間が6年以上）

なお、その他の事項については、『建設業許可事務ガイドライン』（平成13年4月3日国総建第97号）に沿って事務処理を行うこととします。

3. 【適用開始時期】平成30年1月4日以降受付分

平成29年12月13日 高知県土木政策課建設業振興担当